

報道資料

令和7年10月27日

1 件 名	「児童虐待防止対策推進」及び「女性に対する暴力をなくす運動」に係る啓発事業の実施について
2 日 時	令和7年11月1日（土）～11月30日（日）
3 場 所	新山口駅南北自由通路（マルチディスプレイ横） 他
4 内 容	【趣旨】 11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施します。 また、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されています。 本市では、昨今の児童虐待の問題及び配偶者等からの暴力に対する社会的な関心を踏まえ、山口市本庁舎及び新山口駅南北自由通路において、共同でライトアップを行うほか、別紙資料のとおり啓発事業を実施します。 【内容】 ① 児童虐待防止対策推進キャンペーン オレンジ・ライトアップ（11月1日～11日） ② 女性に対する暴力をなくす運動 パープル・ライトアップ（11月12日～25日） ③ マルチディスプレイを活用した啓発（11月1日～30日） ④ 児童虐待防止対策啓発事業（11月1日～30日） ※詳細は、別紙資料①のとおりです。 ⑤ 女性に対する暴力根絶のための啓発事業 ※詳細は、別紙資料②のとおりです。
5 問い合わせ	【児童虐待防止対策推進】 こども未来部子育て保健課 家庭児童相談室 秋田、渡辺 TEL 083-934-2960 【女性に対する暴力をなくす運動】 地域生活部人権推進課 男女共同参画推進室 東浦、山本 TEL 083-934-2784

令和7年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について



こども家庭庁では、11月を「秋のこどもまんなか月間」とし、家庭や学校、地域など社会全般において、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、地方公共団体や関係府省庁、民間団体等による積極的な広報・啓発活動を推進しています。

本市においても、11月に標記キャンペーンを実施いたします。

【取組内容】

1 オレンジライトアップ

- ① 日時:令和7年11月1日(土)～11月11日(火) 17:00～22:00
場所:新山口駅南北自由通路 在来線改札口付近
*期間中、大型マルチディスプレイを活用し、啓発用画像を掲示
- ② 日時:令和7年11月1日(土)～11月11日(火) 18:00～21:00
場所:山口市本庁舎

2 オレンジリボン街頭啓発活動

主催:山口市要保護児童対策地域協議会

(構成機関:児童に関わる市・県等の行政機関、福祉、医療、地域の支援機関)

日時:令和7年11月22日(土) 10:30～13:30

場所:ゆめタウン山口 2階レストスペース (大内千坊六丁目9-1)

内容:幟の掲揚、オレンジツリーの設置、オレンジグッズ等の配布

3 オレンジツリー・幟の掲揚

期間:令和7年11月1日(土)～11月28日(金)

場所:①山口市本庁舎 1 階中央エレベーター横

②こども家庭センター

③やまぐち子育て福祉総合センター(山口保育園内)

4 啓発用リーフレットの作成・配布

街頭啓発活動時をはじめ、家庭への訪問時や講演会等の機会に市民の皆様に配布するほか、研修会等で関係機関の皆様に配布します。

5 子育て講演会の開催

日程等詳細について、検討中。

6 ダブルリボン・バッジの着用

期間:令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

啓発のため、市幹部職員及び市議会議員に配布し、着用の協力を依頼します。

7 オレンジリボン型啓発用ミニシールの配布

期間:令和7年11月1日(土)~11月30日(日)

関係部局に配布し、期間中の郵便物、名刺に貼付し使用します。

8 マグネットリボンの貼付

期間:令和7年11月1日(土)~11月30日(日)

保健センター管理の公用車に貼付します。

9 昨年度の取組の様子

① 維新みらいふスタジアム



② ゆめタウン山口



令和7年度啓発標語
「知らせよう あなたが あの子の声になる」

担当:こども未来部子育て保健課
家庭児童相談室
直通 934-2960
内線 2873

“かも”でもいいんです。



気になったら**189**に電話しようノ

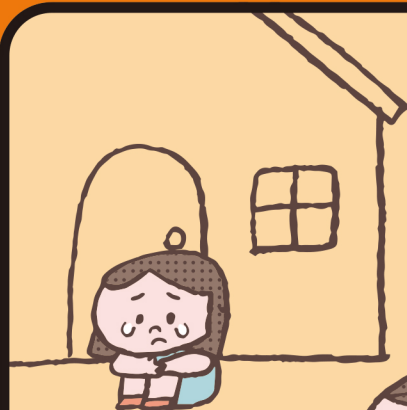
虐待かも..
そうじゃ
ないかも..



いつも夜遅くに
1人でのいるかも..
気のせいかも..



おせっかいかも..
助けになるかも..



いつもより
泣き方が
激しいかも..
たまたまかも..



児童相談所
虐待対応
ダイヤル

イチ ハヤ ク

ノ**189**



通話無料 匿名可能 秘密厳守

親子を救う
プロがいます。

※連絡内容をもとに支援の有無も含め判断します



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

こどもまんが

こども家庭庁

子育ての悩みには/
親子のための相談LINE





どうすればいいの?!こどものしつけ

体罰や暴言はどうして絶対NG?

子育てをしていると思わず怒鳴ってしまったり、手を出しそうになることがあるかもしれません。でもそれは、「どうしても時は暴力に頼っていい」という学びにつながったり、心身の成長や発達にさまざまな悪影響が出る可能性がある」と科学的にも証明されています。体罰等によらない子育てを広め、すこやかな成長を社会全体で守っていきましょう。体罰は許されないこととして法律でも禁止されています。

心理的虐待ってなに?

体罰は暴力でこどもの身体を傷つけるもので、心理的虐待は暴言などでこどもの心に深い傷を負わせるものです。こども本人への暴言でなくとも、配偶者や家族に対する強い言葉などもこどもの心を傷つけ、発達に影響する可能性があります。



言葉で脅したり、脅迫すること



こどもを無視したり、拒否的な態度を示すこと



こどもの心や自尊心を傷つけるような言動をしたり、繰り返すこと



他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをすること



配偶者への暴力や暴言をこどもに見せること

こんな時どうすればいいの?!

Case1

いうことを聞いてくれないとき

「なんでいうこと聞かないの!」と怒る

「イヤな理由を教えて」「どうしたいの?」と気持ちをたずねてみる



Case2

いつまでも片付けをしないとき

「ママに言いつけるからね!」

「お部屋をピカピカにしてママをびっくりさせちゃおう!」



Case3

はやく動かないとき

「さっさとしなさい!!」と急かす

「何時ならできそうかな?」と相談したり、自分で決めさせてみる



令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について



男女共同参画推進本部(本部長:内閣総理大臣)においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定されています。

暴力は、その対象者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者やパートナー等からの暴力、性犯罪、性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会にとらえ、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

【取組内容】

1 パープル・ライトアップ

期間:令和7年11月12日(水)～11月25日(火)

17:00～22:00(山口市役所本庁舎は18:00～21:00)

場所:山口市役所本庁舎(山口総合支所)、新山口駅南北自由通路、山口大学正門、NHK 山口放送局、tys テレビ山口、yab 山口朝日放送

趣旨:パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

※今年度、新たに市内テレビ局各社が趣旨に御賛同くださいました。

2 マルチディスプレイを活用した啓発

期間:令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

場所:新山口駅南北自由通路

趣旨:新山口駅南北自由通路マルチディスプレイを活用し、「児童虐待防止対策推進」と「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発を行います。

3 ダブルリボン・バッジの着用

啓発のため市幹部職員及び市議会議員に配布し、着用の協力を依頼します。

期間:令和7年11月1日(土)～11月30日(日)

趣旨:吹田市が独自にデザインしたダブルリボンは、女性に対する暴力の根絶をめざす取組のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせたもので、「あなたはひとりではない」とのメッセージが込められています。



4 パープルリボン・バッジの着用

啓発のため関係部局職員に配布し、着用を依頼します。

5 ポスター掲示、のぼり掲出、チラシ等配布による啓発

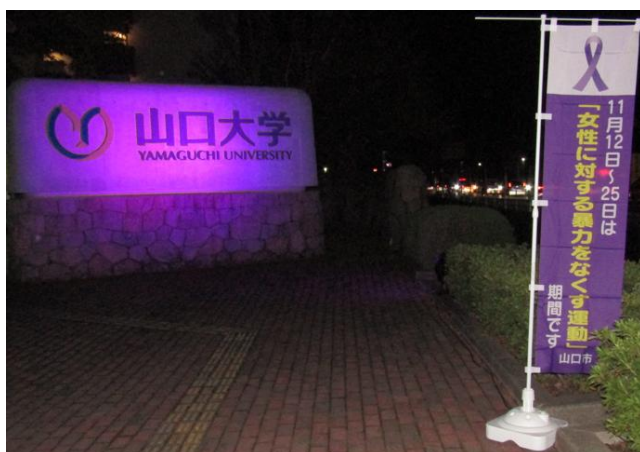
期間:令和7年11月12日(水)～11月25日(火)

場所:男女共同参画センター、総合支所(山口総合支所を除く)、地域交流センター、保健センター、隣保館等市の関連施設

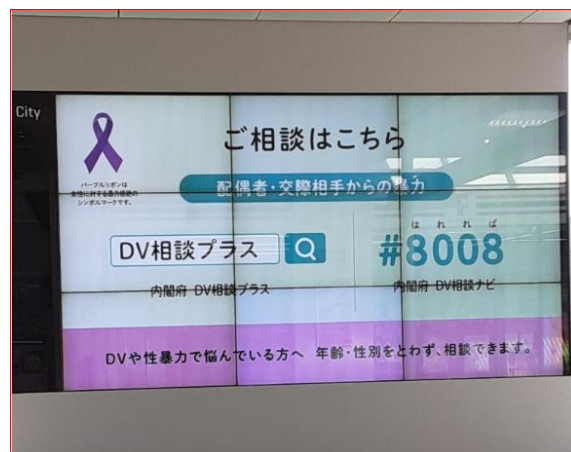
趣旨:ポスター掲示とのぼり掲出、チラシ等の配布により、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発を行います。

男女共同参画センターでは、ポスター、のぼり、チラシ等に加え、パープルツリーにより啓発を行います。

パープル・ライトアップ



マルチディスプレイを活用した啓発



担当:地域生活部人権推進課
男女共同参画推進室
直通:934-2784
内線:4004